

第1回沖縄県卸売市場審議会議事概要

1 日 時：令和元年6月19日（水） 10時00分～11時30分

2 場 所：沖縄県庁12階第2会議室

3 出席者：委員11名中、8名（会議成立要件6名）

4 議事

- (1) 沖縄県内の卸売市場の現状について
- (2) 卸売市場法の改正について
- (3) 卸売市場法改正への対応について（諮問事項）
 - I 中央卸売市場の公的役割について
 - II 沖縄県卸売市場条例の取扱いについて
 - III 沖縄県卸売市場審議会設置条例の取扱いについて
 - IV 沖縄県卸売市場整備計画の取扱いについて

5 委員からの主な意見等

- （I 中央卸売市場の公的役割について）
- ・今回の卸売市場法の改正で、中央卸売市場の開設について、これまで都道府県や人口20万人以上の市に限られていたが、民設でも良くなる。ここは、きっちりと公的役割のところを整理しておく必要がある。
 - ・県として、やはり公共性を考えると、今後も県が開設者として、位置付けていきたいということであれば、それで良いかと思う。担える民間があれば、いいが当面はそういうところは出てこないと思う。引き続き、県の方で対応していただくということで良いかと思う。

（II 沖縄県卸売市場条例の取扱いについて）

- ・規模未満卸売市場は、水産が一番多く、影響が大きいので、この場で判断は出来ない。ただ、個人的には、やはりある程度、監視・管理などチェック出来る体制は必要と考える。どうでも良いとなると困るような気がする。
- ・地方卸売市場になった場合にどういうメリットがあり、どのようなデメリットがあるのか。そもそもデメリットはあるのかないのか。しっかりと、うちの関係者にも聴いた上で、判断させてもらいたい。
- ・次回の審議会までには、私も十数箇所ある水産関係の卸売市場に意向を確認しながら結論を出させてもらいたい。
- ・（事務局）簡単なところでは、認定を受けなければ、中央卸売市場や地方卸売市場と名乗

ることが出来ない。認定受けなければ、卸売市場としか名乗れないことになる。

- ・(事務局) 県としても、今後、各規模未満卸売市場に対して、アンケートを取りながら、説明していく予定。
 - ・各卸売市場がそこまで意識しているのかどうか。逆に縛り付けが外れる分、その方が良いという意見もあるだろう。
 - ・水産課でもうちの関係者と相談しながら、対応してもらいたい。水産で規模未満卸売市場が 17 ある。
 - ・法律に基づいた規定等については、法律の根拠がなくなるので、無くなってしまって仕方がないとしても、安全・安心のところは、県が関与できるような方法を取っておかないといけないと考える。漁業にはないと思うが、農業では、農薬の使用など細かいところまで確認している。野放しは、非常に危険と考える。
 - ・今まででは、卸売市場法で、地方卸売市場については、一定の規模以上がなければなれなかつたが、改正後はその要件がなくなる。私の認識では、規模未満卸売市場は、地方卸売市場の面積を満たしていないので、仕方なしに規模未満卸売市場として、届出していると。特に水産の産地市場は、ある程度の施設規模が必要となっている。規模の規定がなくなった場合、規模未満卸売市場を位置付けるのは非常に難しいことだと思う。
 - ・また中央卸売市場、地方卸売市場は認定制になる。認定なので、そんなに厳しいものではないように思える。

(III 沖縄県卸売市場審議会設置条例の取扱いについて)

- ・他の審議会の部会に位置付けることや新たな会議体の設置などを考えているならば、それでよいと思う。

(IV 沖縄県卸売市場整備計画の取扱いについて)

- ・第 10 次沖縄県卸売市場整備計画が最終計画と記載されているが、現在、この計画に基づき、どのようなことが進められているのか。
- ・(事務局) これまで 10 次計画まで策定してきた。例えば花き部も、過去に整備計画に位置付けて整備している。現在は中央卸売市場 1 件、地方卸売市場 3 件、その他卸売市場が十数件あり、国の方針により、卸売市場の整備については、大方できているので、全国的に一定の整備は終わったということで、整備計画を定めることが要件ではなくなっている。
- ・(事務局) 第 10 次計画の中身としては、立地に関する事項や施設の種類、規模や配置に関する事項等が記載されている。例えば、卸売市場の施設の種類に関する事項では、商品・小売の形態や取引方法の変化・多様化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応していくことが記載されている。
- ・卸売市場整備計画策定の法的根拠がなくなったとのことだが、卸売市場は先々、どうなっていくのか。卸売市場の整備、手直しが必要となった場合、どのようにしていくのか。予

算はどのように確保されるのか。

- ・（事務局）これまで国が整備計画を策定し、それから各県が整備計画を策定し、計画的に卸売市場の新設など整備を進めていこうということで、規定があったが、今回の法改正でそういう条文はなくなる。
- ・（事務局）整備計画を策定していたのは、計画に即した施設整備として、国へ予算要求する必要があったため。これまでにほとんどを整備してきたから、やり方を変え、計画を作らなくても予算を要求することができるような制度になる。手直しが必要となれば、要望を上げ、国としては、予算の範囲内で、割り当てをしてくれるので、むしろ手続きは簡素化される。今回の改正により、計画を策定しなくてもよくなることとなる。
- ・今回の10次計画が最終計画となると、その後、どうなるのか。
- ・（事務局）整備計画そのものは、国の補助事業を要望する際の要件としての位置付けでしたが、法律を改正して、要件ではなくなった。今後は要望があれば、国は、予算の範囲内で割り当てて、予算を付けるという形に変わっていくので、今後はそれに合わせた対応を行っていくことになる。
- ・要望（予算）は、個別にすることになるのか。
- ・（事務局）国は通常、補助事業を行う際、個別に要望調査を行うが、その中で要望することになる。

直近の例では、昨年度、中央卸売市場の非常用電源整備について、国から各都道府県に要望調査が行われた。この要望調査は、緊急対策事業の中で行なわれたため、整備計画に位置付けられた整備ではないが、県は要望し補助金が交付された。

（了）

沖縄県卸売市場審議会 委員名簿

(任期:令和元年6月19日～令和3年6月18日)

	氏 名	現 職 名
1	内藤 重之	琉球大学農学部教授
2	新垣 邦男	沖縄県町村会会长(北中城村長)
3	宮城 園子	JAおきなわ女性部会長
4	久高 成次	JAおきなわ統括参事役
5	上原 龜一	沖縄県漁業協同組合連合会会长
6	本永 静江	沖縄県婦人連合会会长
7	具志 純子	沖縄県生活協同組合連合会副会長理事
8	上地 成子	食育コーディネーター
9	伊禮 輝夫	沖縄協同青果株式会社社長
10	比嘉 隆	沖縄県中央卸売市場花卉部連絡協議会会长
11	林 優子	名桜大学国際学群教授



沖縄県諮詢農第2号

沖縄県卸売市場審議会

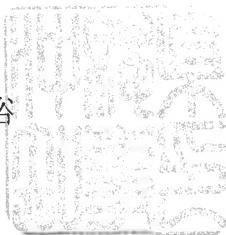
卸売市場法（昭和46年法律第35号）第71条第1項の規定により、下記のとおり諮詢します。

記

- 1 中央卸売市場の公的役割について
- 2 沖縄県卸売市場条例の取扱いについて
- 3 沖縄県卸売市場審議会設置条例の取扱いについて
- 4 沖縄県卸売市場整備計画の取扱いについて

令和元年6月19日

沖縄県知事 玉城 康裕



沖縄県